

令和7年度

定期監査集録

財政援助団体監査集録

工事監査集録

瀬戸市監査委員

目 次

定期監査

1	企 画 部	情報政策課	1
2	都市整備部	建設課	3
3	都市整備部	水道課・浄水場管理事務所	6
4	教 育 部	図書館	8
5	都市整備部	下水道課・浄化センター管理事務所	9
6	出 納 室	会計課	11
7	教 育 部	教育政策課・学校教育課 小学校（幡山東、幡山西小学校） 中学校（幡山、光陵中学校） 特別支援学校	12
8	健康福祉部	高齢者福祉課	14
9	都市整備部	農林課	16
10	市長直轄組織	防災安全課	18
11	市民生活部	多様性協働課	21
12	健康福祉部	保育課 保育園（幡山東、幡山南、原山、八幡保育園）	23
13	健康福祉部	健康課	24
14	消 防 本 部	消防総務課・予防課・消防署	27
15	市民生活部	コミュニティ推進課	31
16	健康福祉部	社会福祉課	34
17	都市整備部	都市計画課	37

財政援助団体監査

1	財政援助団体	公益財団法人瀬戸市文化振興財団 (経済文化部 文化課)	40
2	指定管理者	ハマダスポーツ企画株式会社 (経済文化部 スポーツ課)	42

工 事 監 査

1	瀬戸市図書館長寿命化（建築）工事 (総 務 部 財政課)	44
---	---------------------------------	----

監査報告書

- 第1 監査対象 企画部 情報政策課
- 第2 監査期間 令和7年8月1日から令和7年9月26日まで
- 第3 監査項目
- 1 経理事務
 - 2 契約事務
 - 3 指定管理事務
 - 4 補助金等交付事務
 - 5 財産管理事務
 - 6 庶務関係

第4 監査の実施内容

令和7年度において執行された令和7年6月末日までの事務について、関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて実地調査及び関係職員から内容の説明を聴取し、契約事務、補助金等交付事務及び財産管理事務については抽出を行い、これらの事務事業が法令等に基づき、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼に監査を実施した。

第5 監査結果

所管の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、おおむね適正と認められたが、次の指摘のとおり注意すべき事項が見受けられたので、今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

1 注意事項

(1) 契約事務

ア 工事請負契約書（デジタルリサーチパークセンター浄化槽漏水等修繕工事）

検査結果伺いで、公印を施行した記録がない。

イ 業務委託契約書（令和7年度ドライシーラー保守）

(ア) 見積徴収伺い、見積徴収通知及び見積結果伺いで、予定価格が事後公表であるのに非公表となっている。

(イ) 予定価格の決定伺い及び契約結果調書公表伺いがない。

ウ 業務委託契約書（令和7年度地方公共団体情報システムの標準化・

共通化事業業務委託)

施行伺いで、決裁日が入札参加者審査委員会審査日よりも前になっている。

(2) 指定管理事務

ア 瀬戸市デジタルリサーチパークセンター管理委託料
年次業務報告書を受理後、承認行為がされていない。

(3) 財産管理事務

ア 設置場所が異なっているもの。

005613 発電機 自家発電装置一式

イ 廃棄手続きがされていないもの。

008851 ハイビジョンプラズマテレビ Panasonic TH-50P
HD7

005539 コンピュータ関連機器 Panasonic AG-DS555
VHS VTR本体

009998 テレビ NEC PX-50XM4J (スピーカー部\7
3500 50インチプラズマディスプレイ)

以上

監 査 報 告 書

- 第 1 監査対象 都市整備部建設課
- 第 2 監査期間 令和 7 年 8 月 1 日から令和 7 年 9 月 26 日まで
- 第 3 監査項目
- 1 経理事務
 - 2 契約事務
 - 3 指定管理事務
 - 4 補助金等交付事務
 - 5 財産管理事務
 - 6 庶務関係

第 4 監査の実施内容

令和 7 年度（補助金等交付事務については、令和 6 年度を含む。）において執行された令和 7 年 6 月末日までの事務について、関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて実地調査及び関係職員から内容の説明を聴取し、契約事務、補助金等交付事務及び財産管理事務については抽出を行い、これらの事務事業が法令等に基づき、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼に監査を実施した。

第 5 監査結果

所管の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、おおむね適正と認められたが、次の指摘のとおり改善及び注意すべき事項が見受けられたので、今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

1 改善事項

(1) 契約事務

ア 業務委託契約書（愛・パーク管理業務委託）

随意契約事前公表調書の公表の決裁が、施行伺いの決裁日より前に起案されている。

このことは令和 5 年度の定期監査の際にも類似の注意事項として指摘しており、適切な事務を執り行うよう改善されたい。また、今回の監査で、業務委託契約書（八幡池魚釣り場施設管理業務委託）においても、同様の指摘事項があった。

2 注意事項

(1) 経理事務

ア 歳入関係

- (ア) 行政財産使用料の入金の管理がされていなかったもの。
- (イ) 普通財産貸付料の入金管理について、事務を分担している用地課に適切な債権管理をするよう求めていなかったもの。

(2) 契約事務

ア 工事請負契約書（陣屋線（第1期工区）電線共同溝整備工事）
支出負担行為変更決議書で、変更契約書案に変更設計書等の添付書類がない。

イ 業務委託契約書（八幡池魚釣り場施設管理業務委託）

- (ア) 見積徴収通知書で、見積書提出の締切と見積に関する質疑の提出期日及び回答期日が同じ日時になっている。
- (イ) 契約書に支払い方法に関する記載がないが、分割払いをしている。
- (ウ) 検査結果伺いがない。

ウ 業務委託契約書（愛・パーク管理業務委託）

- (ア) 見積徴収伺い、見積徴収通知書及び見積結果伺いで、予定価格を事後公表とすべきところ、非公表と記載されている。
- (イ) 見積徴収通知書で、見積書提出の締切と見積に関する質疑の提出期日及び回答期日が同じ日時になっている。
- (ウ) 契約書に支払い方法に関する記載がないが、分割払いをしている。
- (エ) 検査結果伺いがない。

(3) 指定管理事務

ア 指定管理業務の評価についての伺いで、一部適切な評価がされていない。

(4) 補助金等交付事務

ア 瀬戸市都市緑化推進事業補助金

補助事業により取得した財産について、減価償却資産の耐用年数内の処分の制限があるが、交付決定等の決裁文書の保存年限が、耐用年数より短い。

(5) 財産管理事務

ア シール等で管理されていないもの。

100643 事務椅子

イ 備品の所管替が行われていないもの。

106356 エンジンブロワ（送風機） マキタ EUB 4 2 5 0

106355 ステレオ関連機器 PIONEER S-LH 5

108518 チェンソー ゼノア G3401EZ

106357 ヘッジトリマー（園芸はさみ） マキタ EH570

108103 手押車（台車） マキタ充電式運搬車 CU180D

ウ 備品登録がされていないもの。

愛・パーク展示室のテレビセット（テレビ・DVDプレーヤー・テレビ台）

愛・パーク展示室のベンチ2台

愛・パーク屋外物置3台

以上

監 査 報 告 書

- 第 1 監査対象 都市整備部 水道課・浄水場管理事務所
- 第 2 監査期間 令和 7 年 9 月 1 日から令和 7 年 1 0 月 2 8 日まで
- 第 3 監査項目
- 1 経理事務
 - 2 契約事務
 - 3 財産管理事務
 - 4 庶務関係

第 4 監査の実施内容

令和 7 年度において執行された令和 7 年 7 月末日までの事務について、関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて実地調査及び関係職員から内容の説明を聴取し、契約事務及び財産管理事務については抽出を行い、これらの事務事業が法令等に基づき、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼に監査を実施した。

第 5 監査結果

所管の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、おおむね適正と認められたが、次の指摘のとおり改善及び注意すべき事項が見受けられたので、今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

1 改善事項

(1) 契約事務

ア 協定書（令和 7 年度水道施設緊急修繕工事）

(ア) 現場代理人選任届の様式で、押印が廃止されていない。

(イ) 協定締結伺いで、協定書案に様式 5 の添付がない。

このことは令和 5 年度の定期監査の際にも注意事項として指摘しており、適切な事務を執り行うよう改善されたい。

2 注意事項

(1) 契約事務

ア 単価契約書（令和 7 年度平型量水器の調達）

契約締結伺いで、契約書案に契約条項及び仕様書がない。

イ 協定書（令和7年度水道施設緊急修繕工事）

(ア) 緊急工事発注伺いで、公印を施行した記録がない。

(イ) 検査結果及び修繕費通知伺いで、公印を施行した記録がない。

(2) 財産管理事務

ア 設置場所が異なっているもの。

No. 92 卓上型色濁度計

107191 キャビネット イトーキ H1-S180GSS-W9

107192 キャビネット イトーキ H1-S180GSS-W9

107193 キャビネット イトーキ H1-S180GSS-W9

107194 キャビネット イトーキ H1-S180GSS-W9

107195 キャビネット イトーキ H1-S180GSS-W9

イ 資産の除却が漏れていたもの。

No. 58 設計積算システム機器

以上

監 査 報 告 書

第 1 監査対象 教育部 図書館

第 2 監査期間 令和 7 年 9 月 1 日から令和 7 年 1 0 月 2 8 日まで

第 3 監査項目

- 1 経理事務
- 2 契約事務
- 3 財産管理事務
- 4 庶務関係

第 4 監査の実施内容

令和 7 年度において執行された令和 7 年 7 月末日までの事務について、関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて実地調査及び関係職員から内容の説明を聴取し、契約事務及び財産管理事務については抽出を行い、これらの事務事業が法令等に基づき、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼に監査を実施した。

第 5 監査結果

所管の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、おおむね適正と認められたが、次の指摘のとおり注意すべき事項が見受けられたので、今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

1 注意事項

(1) 契約事務

ア 業務委託契約書（自家用電気工作物の保安管理業務委託）

(ア) 契約書に契約保証金に関する事項の記載が見当たらない。

(イ) 契約書第 4 条ただし書きに、契約の自動継続の規定がある。

(2) 庶務関係

ア 会計年度任用職員関係

(ア) 勤務実績報告書には、超過勤務実績があるが、超過（休日）勤務命令票がない。

以上

監 査 報 告 書

- 第 1 監査対象 都市整備部 下水道課・浄化センター管理事務所
- 第 2 監査期間 令和 7 年 1 0 月 1 日から令和 7 年 1 1 月 2 6 日まで
- 第 3 監査項目
- 1 経理事務
 - 2 契約事務
 - 3 補助金等交付事務
 - 4 財産管理事務
 - 5 庶務関係

第 4 監査の実施内容

令和 7 年度（補助金等交付事務については、令和 6 年度を含む。）において執行された令和 7 年 8 月末日までの事務について、関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて実地調査及び関係職員から内容の説明を聴取し、契約事務、補助金等交付事務及び財産管理事務については抽出を行い、これらの事務事業が法令等に基づき、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼に監査を実施した。

第 5 監査結果

所管の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、おおむね適正と認められたが、次の指摘のとおり注意すべき事項が見受けられたので、今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

1 注意事項

(1) 契約事務

ア 工事請負請書（西部処理区下水取付管その 5 6 舗装復旧工事）

（ア） 施行伺いで、設計金額の算出根拠がない。

（イ） 見積徴収伺いで、公印を施行した記録がない。

イ 工事請負請書（西部処理区下水取付管その 3 工事）

日付のない見積書を受理している。

ウ 業務委託請書（場外マンホールポンプ場やくも水神情報配信サービス利用）

契約結果調書が、公表されていない。

(2) 財産管理事務

ア 備品が見当たらないもの。

(下水道課)

001069 会議机 オカムラ角テーブル

011266 事務椅子 イトーキ KG635

イ シール等で管理されていないもの。

(下水道課)

001611 OA机 サンワサプライ平机 (OA機器用)

以上

監査報告書

- 第1 監査対象 出納室 会計課
- 第2 監査期間 令和7年10月1日から令和7年11月26日まで
- 第3 監査項目
- 1 経理事務
 - 2 契約事務
 - 3 補助金等交付事務
 - 4 財産管理事務
 - 5 庶務関係

第4 監査の実施内容

令和7年度（契約事務及び補助金等交付事務については、令和6年度を含む。）において執行された令和7年8月末日までの事務について、関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて実地調査及び関係職員から内容の説明を聴取し、契約事務については抽出を行い、これらの事務事業が法令等に基づき、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼に監査を実施した。

第5 監査結果

所管の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、おおむね適正と認められたが、次の指摘のとおり注意すべき事項が見受けられたので、今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

1 注意事項

(1) 財産管理事務

ア 廃棄手続きがされていないもの。

013309 OAデスク縦型 ラック無

イ 設置場所が異なっているもの。

105067 背張ひじ掛回転椅子 KF-436GB-T1T1

(2) 庶務関係

ア 会計年度任用職員関係

超過（休日）勤務命令票で、命令及び確認欄に課長の印がないもの。

以上

監査報告書

第1 監査対象 幡山東小学校、幡山西小学校、幡山中学校、光陵中学校
特別支援学校

第2 監査期間 令和7年10月1日から令和7年11月26日まで

第3 監査項目

- 1 経理事務
- 2 財産管理事務
- 3 庶務関係

第4 監査の実施内容

令和7年度において執行された令和7年8月末日までの事務について、関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて実地調査及び関係職員から内容の説明を聴取し、財産管理事務及び劇物・薬品類の保管状況については抽出を行い、これらの事務事業が法令等に基づき、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼に監査を実施した。

第5 監査結果

所管の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、おおむね適正と認められたが、次の指摘のとおり検討及び注意すべき事項が見受けられたので、今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

1 検討事項

今回の学校監査で、瀬戸市教育委員会公印規則に定めのない大・小・割印形の学校印が確認され、又、一部は公印として備品登録されている実態が見受けられた。それらの定めのない印について、全校の実態を確認し、公印規則に定めるべきものか、検討されたい。(教育政策課)

2 注意事項

(1) 経理事務

ア 歳出関係

- (ア) 支出負担行為決議書で、決裁権者の決裁印がないもの。(2件)(学校教育課)
- (イ) 支出負担行為決議書が取り消されているが、取消伺いがない。(学

校教育課)

(2) 財産管理事務

ア 廃棄手続きがされていないもの。

90 部品棚 TU-464 1160X450X400・工具・パーツラケース (幡山東小)

1000-1 (市 4608) スピーカー関連機器 TC44062C (幡山東小)

607-3 応接椅子 LED-131 (幡山東小)

イ 設置場所が異なるもの。

1354 (市 109004) 遠隔授業機器 Webカメラ Poly STUDIO PPUSB-STUDIO-NT 他 (幡山東小)

1977 大玉 赤 (光陵中)

ウ 備品シール等で管理されていないもの。

4278 ファンヒーター FW-6719SDX (幡山中)

1963 小型ボール盤 TB-1131K (光陵中)

エ 重複登録しているもの。

1366 遠隔授業機器 Webカメラ Poly STUDIO PPUSB-STUDIO-NT 他 (幡山東小、校務支援システム)

オ 移管手続きがされていなかったもの。

市 104967 遠隔教育システム一式 (幡山東小、校務支援システム)

カ 備品登録がないもの。

480-1 ヤマハ グランドピアノ (光陵中、市の備品台帳)

市 106052 遠隔教育システム一式 (光陵中、校務支援システム)

キ 備品シール等で管理されておらず、登録がないもの。

市 109054 校内放送設備 (幡山東小、校務支援システム)

(3) 庶務関係

ア 防災対策関係

(ア) 消防計画書で、本文中の別表と実際に添付されている別表で整合性の取れていないもの。(幡山西小)

(イ) 消防計画書で、別表2及び別表5の防火管理者に誤りがあるもの。(光陵中)

(ウ) 防火管理委員会の定例会が開催された記録がないもの。(幡山西小・幡山中・光陵中)

(エ) 避難訓練等の実施で、市消防本部への事前通知がなされていないもの。(光陵中)

以上

監 査 報 告 書

- 第 1 監査対象 健康福祉部 高齢者福祉課
- 第 2 監査期間 令和 7 年 1 1 月 4 日から令和 7 年 1 2 月 2 5 日まで
- 第 3 監査項目
- 1 経理事務
 - 2 契約事務
 - 3 指定管理事務
 - 4 補助金等交付事務
 - 5 財産管理事務
 - 6 庶務関係

第 4 監査の実施内容

令和 7 年度（指定管理事務及び補助金等交付事務については、令和 6 年度を含む。）において執行された令和 7 年 9 月末日までの事務について、関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて実地調査及び関係職員から内容の説明を聴取し、契約事務、補助金等交付事務、指定管理事務及び財産管理事務については抽出を行い、これらの事務事業が法令等に基づき、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼に監査を実施した。

第 5 監査結果

所管の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、次の指摘のとおり改善及び注意すべき事項が見受けられたので、今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

1 改善事項

(1) 指定管理事務

ア 水野在宅福祉センター

令和 6 年度において、年度協定の締結伺いで案はあるが原本がない、並びに令和 6 年度及び令和 7 年度の事業計画書の承認伺いで、計画書に予算書の添付がないまま事業が進められている。

これは基本協定の規定に従った事務処理とはいいいがたいので、適切に事務処理を行うよう改善されたい。

(2) 補助金等交付事務

ア 認知症カフェ運営補助金（令和6年度）

補助対象にならない事業に対する又は補助金の額及び補助期間の規定によらない交付決定がされている。これは、要綱の規定に従った事務処理とはいいいがたいので、適切に事務処理を行うよう改善されたい。

イ 高齢者等見守りシステム体制整備事業補助金（令和7年度）

補助金の額及び補助期間の規定によらない交付決定がされている。

また、支出負担行為決議書が交付決定前に起票され、及び本来交付決定後に交付決定者から提出される書類が、当該決定前に提出されている。

これらは、要綱の規定に従った事務処理とはいいいがたいので、適切に事務処理を行うよう改善されたい。

(3) 財産管理事務

ア 備品管理において、廃棄手続きがされていないものが確認された。

このことは令和5年度の定期監査の際にも類似の改善事項として指摘しており、適切な事務処理を行うよう改善されたい。

2 注意事項

(1) 契約事務

ア 業務委託契約書（令和7年度第2層生活支援コーディネーター配置業務委託）

見積徴収伺いで、公印を施行した記録がない。

イ 業務委託契約書（瀬戸市地域包括支援センター運営（東明・品野・下品野連区））

見積徴収伺いで、公印を施行した記録がない。

ウ 業務委託契約書（瀬戸市地域包括支援センター運営（道泉・深川・古瀬戸連区））

見積徴収伺いで、公印を施行した記録がない。

エ 業務委託契約書（令和7年度配食サービス事業業務委託）

(ア) 受付処理がなされていない。

(イ) 登録申請年月日の記載のない申請書を受理している。

(ウ) 随意契約による事務処理がなされていない。

(2) 庶務関係

ア 会計年度任用職員関係

時間給会計年度任用職員の超過（休日）勤務命令票が作成されていない。

以上

監 査 報 告 書

- 第 1 監査対象 都市整備部 農林課
- 第 2 監査期間 令和 7 年 1 1 月 4 日から令和 7 年 1 2 月 2 5 日まで
- 第 3 監査項目
- 1 経理事務
 - 2 契約事務
 - 3 指定管理事務
 - 4 補助金等交付事務
 - 5 財産管理事務
 - 6 庶務関係

第 4 監査の実施内容

令和 7 年度において執行された令和 7 年 9 月末日までの事務について、関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて実地調査及び関係職員から内容の説明を聴取し、契約事務、補助金等交付事務及び財産管理事務については抽出を行い、これらの事務事業が法令等に基づき、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼に監査を実施した。

第 5 監査結果

所管の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、おおむね適正と認められたが、次の指摘のとおり注意すべき事項が見受けられたので、今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

1 注意事項

(1) 契約事務

ア 物品購入契約書（道の駅瀬戸しなのプレハブ冷凍庫購入）
見積徴収伺い及び契約書で、仕様書の内容が不明確。

(2) 財産管理事務

ア 設置場所が異なっているもの。

104621 背張ひじ掛回転椅子 KF-4 3 6 GB-T 1 T 1

イ 廃棄手続きがされていないもの。

100433 ベンチシート 3 0 0 × 6 0 0 × 8 1 0 レザー

100425 ティーディスペンサー P T E - 2 5 0 H W A - B K

(3) 庶務関係

ア 会計年度任用職員関係

欠勤分を欠勤記録簿又は休暇簿で確認等を行っていない。

以上

監 査 報 告 書

- 第 1 監査対象 市長直轄組織 防災安全課
- 第 2 監査期間 令和 7 年 1 2 月 1 日から令和 8 年 1 月 2 9 日まで
- 第 3 監査項目
- 1 経理事務
 - 2 契約事務
 - 3 補助金等交付事務
 - 4 財産管理事務
 - 5 庶務関係

第 4 監査の実施内容

令和 7 年度（補助金等交付事務については、令和 6 年度を含む。）において執行された令和 7 年 1 0 月末日までの事務について、関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて実地調査及び関係職員から内容の説明を聴取し、契約事務、補助金等交付事務及び財産管理事務については抽出を行い、これらの事務事業が法令等に基づき、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼に監査を実施した。

第 5 監査結果

所管の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、次の指摘のとおり改善及び注意すべき事項が見受けられたので、今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

1 改善事項

(1) 契約事務

ア 今回抽出した契約事務のうち、以下の事務については、「瀬戸市入札及び契約に関する情報の公表に係る取扱要領」に基づき、関係書類に予定価格を事後公表と記載すべきところ、非公表としているものがあつた。このことは令和 5 年度の定期監査の際にも注意事項として指摘しており、適切な事務を執り行うよう改善されたい。

- (ア) 業務委託契約書（瀬戸市地域強靱化計画改定支援業務委託）
- (イ) 業務委託契約書（令和 7 年度瀬戸市防災行政無線（移動系）保守点検業務委託）
- (ウ) 業務委託契約書（令和 7 年度瀬戸市コミュニティ FM 中継局保守

点検業務委託)

(2) 補助金等交付事務

- ア 「瀬戸市交通安全推進団体補助金」について、以下のとおり不適切な事務が見受けられた。再度、補助金要綱の内容及び運用について、財政担当部署及び法務担当部署に確認を行い、要綱及び運用を改善されたい。
- (ア) 要綱の補助金の補助対象の条文の規定と別表が不整合。
 - (イ) 要綱に補助金額、実績報告の提出期限及び余剰金が出た場合の取り扱いについての規定がない。
 - (ウ) 交付申請書が、要綱に定められた様式と異なる。
 - (エ) 積立金や特別会計がある団体があるが、令和6年度実績報告でその決算書が不足している。
 - (オ) 一団体については、令和6年度実績報告の収支決算書で、申請時の予算書から予算額が大きく変更となっており、その内容について確認されていない。また補助額を超える次年度繰越金が発生しているが、返納等の対応がとられていない。

2 注意事項

(1) 契約事務

- ア 工事請負契約書（汗干町地内交通安全広告塔他2基撤去工事）
任命された監督員の種類が誤っている。
- イ 業務委託契約書（瀬戸市地域強靱化計画改定支援業務委託）
入札執行予定調書が、入札後に公表されている。
- ウ 請書（瀬戸市全国瞬時警報システム（J-ALERT）設備保守点検業務委託）
(ア) 契約結果調書が、公表されていない。
(イ) 監督員任命通知伺いで、新規・変更の別の記載がない。
(ウ) 監督員任命通知伺いで、契約相手方への通知書案がない。
- エ 業務委託契約書（令和7年度瀬戸市防災行政無線（移動系）保守点検業務委託）
(ア) 支出負担行為決議書に、契約書案等の添付書類がない。
(イ) 契約結果調書の公表伺いはあるが、公表されていない。
- オ 業務委託契約書（令和7年度瀬戸市コミュニティFM中継局保守点検業務委託）
(ア) 施行伺いで、決裁日が入札参加者審査委員会審査日よりも前になっている。
(イ) 契約結果調書の公表伺いはあるが、公表されていない。

(2) 財産管理事務

ア 備品が見当たらないもの。

5782 事務椅子 イトーキ KG635AG 管理職椅子

イ 設置場所が異なっており、備品シール等で管理されていないもの。

111253 IO データ NAS HDL2-AAX2WB 2TB

ウ 設置場所が異なっているもの。

994 カウンター イトーキ NHY-277KN-TE カウンター 120×70×70

101486 事務椅子 管理職用椅子 肘付

105058 背張ひじ掛回転椅子 KE-717GB-T1T1

102449 両袖机 イトーキ CZR-147BAB-W9W9

103365 簡易トイレ 災害用組立トイレ ドントコイMH型

エ 備品シール等で管理されていないもの。

111015 投光器 G-300T 300W K-1 型三脚

(3) 庶務関係

ア 会計年度任用職員関係

(ア) 超過（休日）勤務命令票で勤務区分が誤っているもの。（多数）

(イ) 超過（休日）勤務命令票で支給割合が誤っているもの。（6件）

(ウ) 任用通知書の通勤費と異なる金額で支払いがされている。

以上

監 査 報 告 書

- 第 1 監査対象 市民生活部 多様性協働課
- 第 2 監査期間 令和 7 年 1 2 月 1 日から令和 8 年 1 月 2 9 日まで
- 第 3 監査項目
- 1 経理事務
 - 2 契約事務
 - 3 指定管理事務
 - 4 補助金等交付事務
 - 5 財産管理事務
 - 6 庶務関係

第 4 監査の実施内容

令和 7 年度（補助金等交付事務については、令和 6 年度を含む。）において執行された令和 7 年 1 0 月末日までの事務について、関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて実地調査及び関係職員から内容の説明を聴取し、契約事務、補助金等交付事務及び財産管理事務については抽出を行い、これらの事務事業が法令等に基づき、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼に監査を実施した。

第 5 監査結果

所管の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、おおむね適正と認められたが、次の指摘のとおり注意すべき事項が見受けられたので、今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

1 注意事項

(1) 契約事務

ア 業務委託契約書（瀬戸市男女共同参画に関するアンケート調査結果報告書作成業務委託（市民・事業所））

監督員任命通知何いで、任命された監督員の種類が誤っている。

イ 単価契約書（電子複合機保守及び消耗品供給業務委託）

(ア) 施行何いで、当該予算が議決されなかった場合は本業務を中止する旨の記載がない。

(イ) 見積徴収何いで、見積徴収通知書に当該予算が議決されなかった

場合は本業務を中止する旨の記載がない。

(2) 補助金等交付事務

ア 瀬戸まちの課題解決応援補助金

補助金交付申請書を期限内に提出したにも関わらず、提出期限後で受け付けている。(令和7年度)

以上

監 査 報 告 書

第 1 監査対象 幡山東保育園、幡山南保育園、原山保育園、八幡保育園
所管課 健康福祉部保育課

第 2 監査期間 令和 7 年 1 2 月 1 日から令和 8 年 1 月 2 9 日まで

第 3 監査項目

- 1 経理事務
- 2 財産管理事務
- 3 庶務関係

第 4 監査の実施内容

令和 7 年度において執行された令和 7 年 1 0 月末日までの事務について、関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて実地調査及び関係職員から内容の説明を聴取し、財産管理事務については抽出を行い、これらの事務事業が法令等に基づき、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼に監査を実施した。

第 5 監査結果

所管の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、おおむね適正と認められたが、次の指摘のとおり注意すべき事項が見受けられたので、今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

1 注意事項

(1) 庶務関係

ア 会計年度任用職員関係

(ア) 勤務実績報告書と時間外（休日）勤務命令票で、超過勤務時間数が相違するもの。（幡山東保育園）

以上

監 査 報 告 書

- 第 1 監査対象 健康福祉部健康課
- 第 2 監査期間 令和 8 年 1 月 5 日から令和 8 年 2 月 2 6 日まで
- 第 3 監査項目
- 1 経理事務
 - 2 契約事務
 - 3 指定管理事務
 - 4 補助金等交付事務
 - 5 財産管理事務
 - 6 庶務関係

第 4 監査の実施内容

令和 7 年度（指定管理事務及び補助金等交付事務については、令和 6 年度を含む。）において執行された令和 7 年 1 1 月末日までの事務について、関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて実地調査及び関係職員から内容の説明を聴取し、契約事務、指定管理事務、補助金等交付事務及び財産管理事務については抽出を行い、これらの事務事業が法令等に基づき、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼に監査を実施した。

第 5 監査結果

所管の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、次の指摘のとおり改善及び注意すべき事項が見受けられたので、今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

1 改善事項

(1) 指定管理事務

今回の監査で、指定管理者が市へ提出し承認を受けていた令和 6 年度及び令和 7 年度事業計画の予算額と、指定管理者が自法人用に作成している当初予算額が異なっていることが判明した。また、令和 6 年度については、その予算書に指定管理料収入の明らかな誤記載があったが、市はそのまま承認している。差異が発生する理由と今後の対応について、状況を整理し、明瞭な指定管理者制度の運用となるよう改善されたい。

(2) 財産管理事務

令和4年度の指定管理者監査において、所管課である健康課に対し「指定管理料で購入された備品を報告させておらず、市の備品台帳への登録がなされていない。」という指摘をしたが、当時対象として示したサーマルカメラが未だ市の備品として登録されていなかった。市の所有する備品は、市民の貴重な財産であることから、指定管理料で購入された備品についても適切な管理を行うよう改善されたい。

2 注意事項

(1) 契約事務

ア 業務委託単価契約書（令和7年度新型コロナウイルス感染症予防接種業務委託）

- ア 見積徴収通知で、複数単価契約である旨の記載がない。
- イ 契約書に年間の見込数量と見込金額が記載された明細書が添付されている。
- ウ 契約結果調書が、公表されていない。
- エ 再委託の覚書で、引用する条が誤っているもの。

イ 業務委託単価契約書（令和7年度健康増進法に基づく健康診査事業）

- ア 見積徴収通知で、複数単価契約である旨の記載がない。
- イ 再委託の覚書で、引用する条が誤っているもの。

ウ 業務委託単価契約書（令和7年度高齢者等定期予防接種業務委託）

- ア 見積徴収がされておらず、単価決定の根拠が不明である。
- イ 契約書に年間の見込数量と見込金額が記載された明細書が添付されている。

(2) 指定管理事務

ア 瀬戸市福祉保健センター指定管理委託料

令和7年度に指定管理業務内容の変更があったが、仕様書の変更がされていない。

(3) 財産管理事務

ア 令和7年4月に健康課母子保健係がこども若者家庭センター母子保健係に改編されたが、備品の所管替えが行われていないもの。

(4) 庶務関係

ア 会計年度任用職員関係

休暇簿で、前年からの繰越状況が誤っているもの。（3件）

イ 現金・金券等保管関係

はがき・切手受払簿の記載と残数が一致しないもの。

ウ 防災対策

消防計画第4条の自主定期検査をした記録がない。

以上

監 査 報 告 書

- 第 1 監査対象 消防本部 消防総務課・予防課・消防署
- 第 2 監査期間 令和 8 年 1 月 5 日から令和 8 年 2 月 2 6 日まで
- 第 3 監査項目
- 1 経理事務
 - 2 契約事務
 - 3 補助金等交付事務
 - 4 財産管理事務
 - 5 庶務関係

第 4 監査の実施内容

令和 7 年度において執行された令和 7 年 1 1 月末日までの事務について、関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて実地調査及び関係職員から内容の説明を聴取し、契約事務、補助金等交付事務及び財産管理事務については抽出を行い、これらの事務事業が法令等に基づき、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼に監査を実施した。

第 5 監査結果

所管の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、次の指摘のとおり改善及び注意すべき事項が見受けられたので、今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

1 改善事項

(1) 契約事務

ア 業務委託契約書（自家用電気工作物の保安管理業務委託）

契約約款で、談合その他の不正行為の場合における賠償金に関する条項及び履行の遅延その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金に関する条項がない。

このことは令和 4 年度の定期監査の際にも注意事項として指摘しており、適切な事務を執り行うよう改善されたい。

イ 今回抽出した契約事務のうち、以下の事務については、入札執行伺い、または見積徴収伺いで、通知書に当該予算が議決されなかった場合は本業務を中止する旨の記載がなかった。このことは令和 4 年度の定期監査の際にも一部の契約事務に対し注意事項として指摘している。

今回抽出した契約事務以外も含めて再度確認を行い、適正な事務を執り行うよう改善されたい。

- (ア) 業務委託契約書（自家用電気工作物の保安管理業務委託）
- (イ) 単価契約書（消防本部におけるA3複合機の保守及び消耗品の供給）
- (ウ) 業務委託契約書（消防庁舎清掃業務委託）
- (エ) 賃貸借契約書（仮眠用寝具賃貸借）
- (オ) 業務委託契約書（消防救急デジタル無線設備保守業務委託）

2 注意事項

(1) 経理事務

- ア 支出負担行為決議書で、課長印が漏れているもの。
- イ 支出負担行為決議書で、物品購入後に起票しているもの。（3件）
- ウ 支出負担行為決議書で、ガソリン給油月の翌月に起票しているもの。（4件）
- エ 支出負担行為決議書で、項目・品名が別紙のとおりとなっているが、別紙の内容が合っていないもの。

(2) 契約事務

- ア 工事請負契約書（消防本部給水管布設替工事）
 - (ア) 見積徴収伺いで、通知書に見積書の提出日、見積に関する質疑の提出期日及び回答期日が同じ。
 - (イ) 見積徴収伺いで、仕様書の内容が不明確。
- イ 請書（救急瀬戸1号車右フロント部修繕一式）
 - (ア) 見積徴収伺いで、通知書に見積書の提出日、見積に関する質疑の提出期日及び回答期日が同じ。
 - (イ) 見積提出通知日より前の日付の見積書を受理しているもの。
- ウ 物品購入契約書（新規採用職員用防火衣購入）

見積徴収伺いで、通知書に見積書の提出日、見積に関する質疑の提出期日及び回答期日が同じ。
- エ 業務委託契約書（自家用電気工作物の保安管理業務委託）

見積徴収伺いで、通知内容が入札について記載されている。
- オ 単価契約書（消防本部におけるA3複合機の保守及び消耗品の供給）
 - (ア) 施行伺いで、単価契約であるが設計金額が支出予定の総額で算出されていない。
 - (イ) 施行伺いで、随意契約の該当号数が誤っているため、その後の予定価格及び契約結果の公表がなされていない。
 - (ウ) 見積徴収伺いで、契約方法を誤って記載している。

- (エ) 見積徴収伺いで、通知書の見積に関する質疑の提出期日が回答期日よりも後になっている。
- (オ) 施行伺い、見積徴収伺い、契約締結伺い及び契約書で、仕様書中の契約期間が誤っている。
- (カ) 施行伺い及び見積徴収伺いで、仕様書中の超過料金が明示されている。
- (キ) 内税で見積依頼をしたが、外税で見積書が提出され受理している。
- (ク) 契約書で、不要な資料が添付されている。
- カ 業務委託契約書（消防庁舎清掃業務委託）
 - 予定価格決定伺いで、契約事務担当者が起案し、また、係長の押印者が誤っている。
- キ 賃貸借契約書（仮眠用寝具賃貸借）
 - 予定価格決定伺いで、契約事務担当者が起案し、また、係長の押印者が誤っている。
- ク 業務委託契約書（消防救急デジタル無線設備保守業務委託）
 - (ア) 見積徴収伺いで、通知内容が入札について記載されている。
 - (イ) 予定価格決定伺いで、契約事務担当者が起案している。
- (3) 補助金等交付事務
 - ア 瀬戸市自警団育成補助金
 - 支出負担行為決議で、起票日及び決裁日が交付決定伺いの起案日及び決裁日と異なっている。（令和7年度全件）
 - イ 瀬戸市女性防火クラブ協議会運営補助金
 - (ア) 補助金交付要綱で、当該団体の名称及び補助事業名の変更に伴う改正がなされていない。
 - (イ) 支出負担行為決議書で、起票日及び決裁日が交付決定伺いの起案日及び決裁日と異なっている。（令和6年度、令和7年度）
 - (ウ) 補助金交付決定通知書で、記載内容が補助金交付要綱で定められた様式と異なっている。
 - (エ) 補助金交付要綱第5条のただし書き「市長が必要と認めた場合」について、具体的な運用を定めていないのに補助金請求書を事業完了前に受理している。
- (4) 財産管理事務
 - ア 設置場所が異なっているもの。
 - 106479 顔認証機能付き非接触型検温端末(ポールスタンド)
 - 002706 投光器用発電機(道泉婦防)バルーンタイプ用 ヤマハ E F - 9 0 S
 - 002529 模擬消火訓練装置 消火チャレンジャー F C - 0 5

102805 ワイヤレスアンプ TOA WA-2800CD

100932 うがい器 コロロ自動うがい器 CA-SA

イ 備品登録されているが、備品が見当たらないもの。

001705 少年消防クラブ旗 祖母懐小学校

001620 ひじ掛回転椅子 イトーキ KV-335SC-41

(5) 庶務関係

ア 公印関係

(ア) 公印台帳で、管守者が更新されていないもの。(5件)

(イ) 公印廃止届及び調製届の伺いで、決裁区分を誤っているもの。

以上

監 査 報 告 書

- 第 1 監査対象 市民生活部 コミュニティ推進課
- 第 2 監査期間 令和 8 年 2 月 2 日から令和 8 年 3 月 2 6 日まで
- 第 3 監査項目
- 1 経理事務
 - 2 契約事務
 - 3 指定管理事務
 - 4 補助金等交付事務
 - 5 財産管理事務
 - 6 庶務関係

第 4 監査の実施内容

令和 7 年度において執行された令和 7 年 1 2 月末日までの事務について、関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて実地調査及び関係職員から内容の説明を聴取し、契約事務、指定管理事務、補助金等交付事務及び財産管理事務については抽出を行い、これらの事務事業が法令等に基づき、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼に監査を実施した。

第 5 監査結果

所管の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、次の指摘のとおり改善、検討及び注意すべき事項が見受けられたので、今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

1 改善事項

(1) 指定管理事務

ア 瀬戸市水野地域交流センター指定管理料

予算変更協議申出書で、添付の収支予算書が他の会計と区別されないまま受理をし、承認している。(令和 7 年度)

イ 瀬戸市下品野地域交流センター指定管理料

(ア) 事業報告書で、添付の収支決算書が他の会計と区別されないまま受理をし、承認している。(令和 6 年度)

(イ) 予算変更協議申出書で、添付の収支予算書が他の会計と区別されないまま受理をし、承認している。(令和 7 年度)

指定管理に要する経費については、独立の会計を設け、他の会計とは区別しなければならない。今回抽出した地域交流センター以外も含めて再度確認を行い、適切な事務を執り行うよう改善されたい。

(2) 補助金等交付事務

ア 瀬戸市地域力向上活動推進補助金（山口も～やっこ地域力協議会）
実績報告書に添付されている領収書に不備があるもの。（多数）（令和6年度）

このことは令和5年度の定期監査の際にも注意事項として指摘しており、適切な事務を執り行うよう改善されたい。

2 検討事項

(1) 補助金等交付事務

ア 瀬戸市自治連合会補助金

補助金交付要綱で、補助金の対象事業が明確にされていない。

市が交付する補助金は、公益上の必要性が高いと認められる場合は勿論であるが、それと共に、有効性、公平性及び妥当性の観点からも判断する必要がある。当該補助金の根拠と性質を踏まえ、昨今の社会情勢や行政需要の変化に応じたものであるか、市民に対し説明責任が果たせるよう、要綱で補助金の対象事業を明確にすることを検討されたい。

3 注意事項

(1) 経理事務

ア 支出負担行為決議書で、契約書（案）に約款の添付がない。

イ 支出負担行為変更決議書で、変更契約書（案）に変更後仕様書の添付がない。

(2) 契約事務

ア 単価契約書（令和8年二十歳を祝う会業務委託（西陵小学校区））
施行伺い及び見積徴収伺いで、仕様書に単価が明示されている。

イ 業務委託契約書（防犯灯設置個所データ作成業務委託）
見積徴収伺いで、1者のみを選定する理由が明確でない。

ウ 業務委託契約書（瀬戸市品野台地域交流センター生涯学習事業委託）
ア 見積徴収伺いで、公印使用の記録がない。
イ 見積徴収伺いで、施行日と通知日が異なる。

(3) 補助金等交付事務

ア 瀬戸市防犯カメラ設置費補助金

提出期限の過ぎた完了報告書を受理しているもの。（令和6年度 2

件、令和7年度 1件)

(4) 財産管理事務

ア 設置場所が異なっているもの。

103858 事務机

110413 録音関係機器 タカコム VR-D179A

107307 保冷库 日本フリーザー NC-ME15A

イ 設置場所が明確でないもの。

110052 トレーニング機器 BC-AP-001

ウ 備品登録されているが、見当たらないもの。

100655 両開書庫

107013 背張ひじ掛回転椅子 イトーキ KF-436GB-T1
T1

エ 廃棄手続きがされていないもの。

101105 マルチプロジェクター

107586 非接触型検温器 DS-KITA70MI-T

006473 テレビ

008852 レンジ

103149 シュレッダー

オ 所管登録が誤っているもの。

108812 ホワイトボード プラス VSC-1217BNK-BL

(5) 庶務関係

ア 会計年度任用職員関係

任用通知書で、勤務時間の内容が実態と合っていないもの。

以上

監 査 報 告 書

- 第 1 監査対象 健康福祉部 社会福祉課
- 第 2 監査期間 令和 8 年 2 月 2 日から令和 8 年 3 月 2 6 日まで
- 第 3 監査項目
- 1 経理事務
 - 2 契約事務
 - 3 指定管理事務
 - 4 補助金等交付事務
 - 5 財産管理事務
 - 6 庶務関係

第 4 監査の実施内容

令和 7 年度（指定管理事務及び補助金等交付事務については、令和 6 年度を含む。）において執行された令和 7 年 1 2 月末日までの事務について、関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて実地調査及び関係職員から内容の説明を聴取し、契約事務、補助金等交付事務、指定管理事務及び財産管理事務については抽出を行い、これらの事務事業が法令等に基づき、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼に監査を実施した。

第 5 監査結果

所管の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、次の指摘のとおり改善及び注意すべき事項が見受けられたので、今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

1 改善事項

(1) 契約事務

今回抽出した契約事務において、施行伺い、見積徴収伺い、契約結果の公表等で、初歩的な事務の誤り、契約規則、会計事務の手引き等の規定に基づかない処理等が、以前の定期監査で指摘したにもかかわらず繰り返されていた。

このことは、管理監督者が担当者への指導の機会を逸したこと、及び後任への引継ぎが適切に行われていないことを裏付ける結果と言わざるを得ない。直ちに要因を見定め、今回指摘した以外の案件についても、

決裁時に内容の確認を確実に行うとともに、担当者の指導を的確に行い、さらなる事務能力の向上に取り組み、適正な事務を執り行うよう改善されたい。

2 注意事項

(1) 契約事務

- ア 単価契約書（瀬戸市生活困窮者等就労準備支援事業業務委託）
内税で見積依頼をしたが、外税で見積書が提出され受領している。
- イ 業務委託契約書（令和7年度社会参加促進事業（手話奉仕員養成講座（基礎課程）開催）業務委託）
 - ア 仕様書で、明確にすべき仕様が不足している。
 - イ 施行伺い及び見積徴収通知書の仕様書に、契約金額が記載されている。
 - ウ 仕様書記載の業務場所と実際の業務場所が異なっている。
- ウ 業務委託契約書（瀬戸市学習・生活支援事業運營業務委託）
 - ア 見積徴収伺いで、見積徴収通知書の予定価格が、事後公表であるのに非公表となっている。
 - イ 見積徴収伺いで、見積徴収通知書に仕様書の添付がない。
- エ 業務委託契約書（団体事務局等運営委託）
 - ア 施行伺い等の決裁及び通知書並びに契約書の履行場所が全て「保健福祉センター内」となっており、施設名が間違っている。
 - イ 見積徴収伺いの業者一覧表及び見積結果伺いに、「選定理由の詳細は別紙参照」と記載があるが、別紙がない。
 - ウ 契約結果調書が公表されていない。
 - エ 契約書に前金払に係る規定がされていないにも関わらず前金払されている。

(2) 補助金等交付事務

- ア 地域福祉ボランティア活動補助金
ボランティア活動費助成審査会要領によれば、審査会の庶務はボランティアセンターが行うこととなっているが、審査会の事務局に社会福祉課の職員が入っている。
- イ 自動車改造費補助金
 - ア 支給決定で公印を施行した記録がない。
 - イ 行政不服審査の教示が不要だが、支給決定通知書に教示文が記載されている。
- ウ 成年後見制度利用支援事業助成金
行政不服審査の教示が不要だが、助成金（交付決定・申請却下）通

知書に教示文が記載されている。

エ 瀬戸市障害者就労支援交通費助成事業

(ア) 申請の交通費の額、登録決定の助成額及び支給決定額が異なっている。

(イ) 助成登録決定で公印を施行した記録がない。

(3) 財産管理事務

設置場所が異なっている。

107018 事務机 イトーキ CZR-117CBC-9W9

108475 事務机 CZR-117CBC-9W9

以上

監 査 報 告 書

- 第 1 監査対象 都市整備部 都市計画課
- 第 2 監査期間 令和 8 年 2 月 2 日から令和 8 年 3 月 2 6 日まで
- 第 3 監査項目
- 1 経理事務
 - 2 契約事務
 - 3 補助金等交付事務
 - 4 財産管理事務
 - 5 庶務関係

第 4 監査の実施内容

令和 7 年度（補助金等交付事務については、令和 6 年度を含む。）において執行された令和 7 年 1 2 月末日までの事務について、関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて実地調査及び関係職員から内容の説明を聴取し、契約事務、補助金等交付事務及び財産管理事務については抽出を行い、これらの事務事業が法令等に基づき、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼に監査を実施した。

第 5 監査結果

所管の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、おおむね適正と認められたが、次の指摘のとおり改善及び注意すべき事項が見受けられたので、今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

1 改善事項

(1) 歳入関係

ア 今回確認した歳入関係事務については、下記のとおり適切な債権管理がなされているとは言い難いものが見受けられた。今一度債権管理マニュアル等で各事務の意義を確認し、適正な事務を執り行うよう改善されたい。

(ア) 二重に調定決議書を作成し、決裁をした決議書と異なる納入通知書で入金したもの。

(イ) 二重に調定決議書を作成し、一方の調定が未入金のままになっているもの。

- (ウ) 半年前に許可申請の決裁と共に許可手数料の調定を作成したが、補正となり許可の決裁が下りず、調定決議されないまま放置されているもの。
 - (エ) 調定決議がされた納入書が送付されないまま、納期限を超過しているもの。
 - (オ) 手数料の納入書を作成する際に、納期限の設定が統一されていない。また、調定決議書に納入書の写しが添付されておらず、納期限を含めた決裁となっていない。
- (2) 契約事務
- ア 業務委託単価契約書(「令和7年度 瀬戸市民間木造住宅耐震診断事業」にかかる派遣等業務委託)
契約結果調書の公表伺いはあるが、公表されておらず、契約内容に別紙仕様書のとおりとあるが、別紙仕様書がない。
公表については令和5年度の定期監査の際にも類似の注意事項として指摘しており、適切な事務を執り行うよう改善されたい。

2 注意事項

(1) 契約事務

- ア 業務委託単価契約書(「令和7年度 瀬戸市民間木造住宅耐震診断事業」にかかる派遣等業務委託)
 - (ア) 見積徴収通知で、複数単価契約である旨の記載がない。
 - (イ) 見積徴収伺いで、公印を施行した記録がない。
 - (ウ) 契約書の個人情報取扱特記事項第7で、契約完了後資料等の返還をすることとなっているが、返還されていない。
 - (エ) 任命された監督員の種類が誤っている。
- イ 業務委託契約書(令和7年度 瀬戸市都市計画支援システム運用業務委託)
見積徴収通知書の仕様書が不明瞭。
- ウ 業務委託契約書(瀬戸中水野駅周辺土地区画整理事業組合設立総会運営支援業務委託)
契約約款第2条第3項の個人情報の保護に関する書面が提出されていない。
- エ 業務委託契約書(瀬戸市都市計画マスタープラン改訂業務委託)
 - (ア) 施行伺いで、決裁日が入札参加者審査委員会審査日よりも前になっている。
 - (イ) 見積徴収伺い及び見積徴収通知書で、予定価格を事後公表とすべきところ、非公表と記載されている。

- (ウ) 見積結果伺い、契約結果調書の公表伺い及び契約結果調書で、予定価格の見積書比較価格が予定価格書と異なっている。
 - (エ) 契約期間が2年度にわたる契約であるのに、契約締結時に支出負担行為決議書で公印を施行している。
 - (オ) 契約書に年度毎の支払額の記載がない。
- (2) 補助金等交付事務
- ア 民間木造住宅除却工事費補助金
補助対象事業の工期について周知がなされず、交付申請の時点では要件に当てはまらない事業を交付決定している。
 - イ 愛知環状鉄道整備改修費補助金（令和6・7年度）
交付決定変更の伺いで、当該事案と異なる変更理由となっている。
（令和6年度）
- (3) 庶務関係
- ア 会計年度任用職員関係
勤務実績報告書で、出勤状況誤記入により過払いになっているもの。
（3件）

以上

監 査 報 告 書

第 1 監査対象

財政援助団体 公益財団法人瀬戸市文化振興財団
所 管 課 経済文化部文化課

第 2 監査期間 令和 7 年 9 月 1 日から令和 7 年 1 0 月 2 8 日まで

第 3 監査項目 補助金等に係る出納その他の事務

第 4 監査の実施内容

令和 6 年度及び令和 7 年度において執行された令和 7 年 7 月末日までの補助金等に係る出納その他の事務について、財政援助団体及び所管課の双方から関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて実地調査及び関係職員から内容の説明を聴取し、その対象事務が適正かつ効率的に執行されているか、また、所管課の財政援助団体に対する監督指導が適正におこなわれているかを主眼に監査を実施した。

第 5 監査結果

補助金等に係る出納その他の事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、おおむね適正と認められたが、次の指摘のとおり改善及び注意すべき事項が見受けられたので、適切に処理するとともに今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

1 改善事項

(1) 公益財団法人瀬戸市文化振興財団

ア 備品管理について

備品の帰属先を確認し、財団のものを特定した後、財団の財務規程に基づき、適正に備品を管理するよう改善されたい。

(2) 文化課

ア 備品管理について

財団で市補助金で購入した備品を受け入れる際には、寄附採納の手続きが必要なので、適正な事務を行うよう改善されたい。

2 注意事項

(1) 公益財団法人瀬戸市文化振興財団

ア 補助金関係

市が保管している交付申請書には法人印が押されているが、交付申請伺いに法人印を施行した記録がない。(令和6年度)

イ 収入金調書

収入金調書であるのに支払日付印が押されているもの。(多数)

ウ 現金取扱

(ア) 窓口で領収したチケット代金について、現金領収後、公益財団法人瀬戸市文化振興財団法人財務規程第20条ただし書の少額の範囲を超えた現金を手元に保有している。

(イ) 令和7年4月の収入調書にあるチケット代金については、3月31日時点で手元現金として保有していたが、令和6年度決算時財産目録に記載がない。

以上

監 査 報 告 書

第 1 監査対象

指定管理者 ハマダスポーツ企画株式会社
所 管 課 経済文化部スポーツ課

第 2 監査期間 令和 8 年 1 月 5 日から令和 8 年 2 月 2 6 日まで

第 3 監査項目 指定管理に係る出納その他の事務

第 4 監査の実施内容

令和 6 年度及び令和 7 年度において執行された令和 7 年 1 1 月末日までの指定管理に係る出納その他の事務について、指定管理者及び所管課の双方から関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて実地調査及び関係職員から内容の説明を聴取し、その対象事務が適正かつ効率的に執行されているか、また、所管課の指定管理者に対する監督指導が適正に行われているかを主眼に監査を実施した。

第 5 監査結果

指定管理に係る出納その他の事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、おおむね適正と認められたが、次の指摘のとおり注意すべき事項が見受けられたので、適切に処理するとともに今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

1 注意事項

(1) スポーツ課

ア 備品管理

- (ア) 廃棄手続きがされていないもの。
- (イ) シール等で管理されていないもの。

イ 公印管理

スポーツ課長が管守者であるスポーツ施設専用市長印を指定管理者の金庫に保管させている。

(2) ハマダスポーツ企画株式会社

ア 受付事務処理

利用料金制を採用しているが、許可書等の様式が使用料金制の様式を使用している。

イ 還付事務処理

- (ア) 還付金請求書兼領収書の様式内の受付者及び照合者の欄について、還付事務処理のマニュアルに規定がない。
- (イ) 還付金請求書兼領収書の様式に受付者及び照合者の欄があるが、照合者の欄にサイン又は押印がないもの。(多数)
- (ウ) 還付金請求書兼領収書の様式に受付者及び照合者のサイン又は押印のないもの。(3件)

ウ 消防計画

- (ア) 消防計画第6条に規定する別表1火元責任者及び別表2予防管理組織及び任務において、「年月日現在」の欄に日付の記載がない。
- (イ) 同別表1において、修正液で訂正が行われているもの。
- (ウ) 同別表1において、防火管理者の名前が異なる。
- (エ) 消防計画第10条建物等の自主検査において、点検実施記録はあるが同条の表に規定する回数と不整合である。
- (オ) 消防計画第14条に規定する別表3自衛消防隊任務において、「年月日現在」の欄に日付の記載がない。
- (カ) 同条に規定する自衛消防隊長と同条に規定する同表3における自衛消防隊長の名前が異なっている。
- (キ) 同別表3において、修正液で訂正が行われているもの。

以上

令和7年度 工事監査報告書

第1 監査対象

瀬戸市図書館長寿命化（建築）工事

第2 監査期間

令和7年11月4日から令和7年12月25日まで

第3 監査の実施内容

工事が契約書、設計図書、関係法令等に基づき適正に施工されているかについて、関係書類を審査するとともに現地調査を実施し、工所用資材及び施工監理状態についても検査確認を行った。

なお、この監査に当たっては、工事の専門的・技術的観点の主眼として、公益社団法人大阪技術振興協会の協力を得て実施した。

第4 工事の概要

1 場所

瀬戸市東松山町1番地の2

2 施工理由

「瀬戸市立図書館長寿命化改修工事基本計画」に即し、多くの市民が利用する魅力ある図書館を目指すとともに、この先30年間活用することを見越した機能性のある改修工事を行うもの。

3 工事内容

敷地面積：4,222.55㎡

建築面積：1,085.79㎡

延床面積：1,579.10㎡

(1) 利用者棟：RC造 2階建 延床面積1,141.65㎡

建物内部

（床、壁、天井、建具、家具等）及び外部（外壁、屋上防水）の改修
EVの新設

(2) 管理棟：RC造 2階建 延床面積338.76㎡

屋上防水改修

(3) 別棟：S造 平屋建 延床面積98.69㎡

建物内部（床、建具、家具）の改修梁補修

4 請負業者

(1) 工事請負業者

沢田建設株式会社

- (2) 設計及び工事監理
設 計：株式会社日総建中部事務所
工事監理：直営
- 5 契約金額
当初 305,470,000 円（税込） 変更後 309,876,600 円（税込）
- 6 工事期間
令和6年12月20日から令和8年7月16日まで
- 7 進捗状況（令和7年10月31日現在）
計画出来高 22.5% 実施出来高 25.8% 【計画より3.3%早い】

第5 監査の結果

本工事は、おおむね良好な施工状態と認められた。

なお、以下については、留意事項並びに今後に向け提案及び要望するものである。

- 1 留意事項
 - (1) 産業廃棄物の一時保管施設箇所の「掲示板（60cm以上×60cm以上）」を掲示させること。
 - (2) 建設副産物情報交換システム「登録証明書」を提出させること。
 - (3) 現場内での電気コードが一部家庭用の延長コードであった。キャプタイヤーケーブルを使用させること。
 - (4) 足場の縦樋部の開口に養生（メッシュ等）措置を講じさせること。
 - (5) 2階吹抜け部横にある足場は、使用しないのであれば早急に撤去させること。
- 2 今後に向け提案及び要望
 - (1) 「工事請負契約書第57条」より、本工事の加入保険（法定外保険・建設工事保険等）の一覧表を作成し、工期内での更新を確認されたい。
 - (2) 関係諸官庁（消防等）への届出書一覧を整理されたい。
 - (3) 履行報告書で、出来高数値算出根拠を明確に示されたい。
 - (4) 施工体制台帳の注文書に一部「法定福利費」の計上がないものがあった。法定福利費を計上させるよう指導を徹底されたい。
 - (5) 工事材料関係について、立会い材料検収及び検査など書類を整理されたい。
 - (6) 補修材料のSDS（安全データシート）をメーカーより入手し、作業員へ取り扱いの周知（リスクマネジメント）を徹底されたい。
 - (7) 「化学物質管理者の選任」、「保護具着用管理者の選任の義務化」が令和6年4月1日施行されている。事業者として再確認されたい。

以上